

JIS

バルブ用語

JIS B 0100 : 2013

(JVMA/JSA)

平成 25 年 5 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 機械要素技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	高 増 潔	東京大学
(委員)	相 羽 繁 生	株式会社東郷製作所（一般社団法人日本ばね工業会）
	石 丸 尋 士	公益社団法人自動車技術会
	市 川 直 樹	独立行政法人産業技術総合研究所
	大 橋 宣 俊	日本ねじ研究協会
	梶 尾 茂 樹	大阪機工株式会社（一般社団法人日本工作機械工業会）
	高 辻 利 之	独立行政法人産業技術総合研究所（東京電機大学）
	田 淵 宏 政	社団法人日本バルブ工業会
	堀 功	日本工具工業会
	遠 山 史 雄	一般社団法人日本ベアリング工業会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 45.9.1 改正：平成 25.5.20

官 報 公 示：平成 25.5.20

原 案 作 成 者：一般社団法人日本バルブ工業会

（〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 TEL 03-3434-1811）

一般財団法人日本規格協会

（〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571）

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会（部会長 稲葉 敦）

審議専門委員会：機械要素技術専門委員会（委員長 高増 潔）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット産業基盤標準化推進室（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文.....	1
1 適用範囲.....	1
2 分類.....	1
3 用語及び定義.....	2
附属書 A（参考）パルプ体系.....	38
附属書 B（参考）参考図.....	44
解 説.....	73
索 引.....	87

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本バルブ工業会（JVMA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS B 0100:1984** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

バルブ用語

Glossary of terms for valves

序文

この規格は、1970 年に制定され、その後 2 回の改正を経て今日に至っている。前回の改正は 1984 年に行われたが、その後の関連法規及び関連 **JIS** の見直し、現状に即した用語及び定義の追加・削除、前回改正時の課題事項などに対応するために改正した。

なお、対応国際規格は現時点で制定されていない。

1 適用範囲

この規格は、主として配管に用いるバルブの名称、部品・部分名称、形式及び一般事項に関する用語（以下、用語という。）について規定する。

なお、バルブの名称は、**附属書 A** に掲げたものについて規定した。

2 分類

用語は次のとおり分類する。

a) 名称

- 1) バルブ
- 2) 止め弁
- 3) 仕切弁
- 4) ボール弁
- 5) バタフライ弁
- 6) コック
- 7) ダイヤフラム弁
- 8) 逆止め弁
- 9) 自動弁
- 10) 水道用バルブ
- 11) 用途別及び専用バルブ

b) 部品・部分名称

- 1) 部品名称
- 2) 部分名称

c) 形式

- 1) 接続端
- 2) 弁箱